



飲食店・商業施設等の新築・改修をお考えの事業者さまへ

「たてもの」を「バリアフリー化」しませんか？

令和5年度 鳥取県福祉のまちづくり 推進事業補助金

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。

県は、お年寄りや障がいを持つ方、妊婦やお子様連れの方等が社会生活を送る上で“バリア”となるものを取り除くことで、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進しています。

商業施設をバリアフリー改修する場合※1

※1 補助対象上限額に特別特定建築物の補助率2／3を乗じた金額を示しており、補助額は、対象建築物、補助対象上限額、事業内容及び補助率により異なります。

バリアフリースイールの設置

[最大]

366万円

エレベーターの改修

[最大]

1466万円

玄関のバリアフリー改修

[最大]

366万円

車いす駐車場の屋根の設置

[最大]

146万円

オストメイト用設備の設置

[最大]

73万円

提案型バリアフリー改修

[最大]

33万円

鳥取県

1補助の要件

補助の対象となるのはとっとりUDマップに登録する「特定建築物」と「特別特定建築物」です。

- バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める特定建築物又は特別特定建築物であること
- とっとりUDマップ（県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図）に施設を掲載すること
- 新築、増築、改築（以下、「新築等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- 改修、用途変更（以下、「改修等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- 延床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の新築のうち、◎が付いている建物用途は補助対象外
- 分譲マンションなど、区分所有権の共同住宅は補助対象外

2補助メニュー

補助対象上限額に補助率を乗じたものが補助金の限度額になります。

多数の方が利用する建築物

特定建築物のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して1/2補助)

- ・卸売市場、工場、事務所、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用を除く）

表A	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	130万円	330万円	【新築等の場合】 バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額、出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が補助対象です。 【改修等の場合】 バリアフリートイレ改修費用(出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置)、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該トイレ及び利用居室(当該トイレと同一階にあるものに限る)までの経路をバリアフリー化する必要があります。道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	バリアフリー対応エレベーターの整備費用が補助対象です。
3	玄関の整備	—	330万円	玄関で入口の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化に必要な経費が補助対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化する必要があります。
4	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円(3箇所以内)		音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置及び点字表示板等)の整備費が補助対象です。
5	オストメイト用設備の設置	110万円		オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水洗を備えたものが補助対象です。(便器の給水栓から分岐するホース型の設備は補助対象外)
6	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		車いす使用者用駐車場の屋根及び当該屋根から玄関までの経路に設置する屋根、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化が補助対象です。 なお、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化する必要があります。
7	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備費用が補助対象です。なお、電光掲示板は案内所に設置するものに限ります。
8	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	建築物の床面積が1,000㎡未満の既存建築物において、上記メニューの経路のバリアフリー化に要する費用が対象となります。また、建築設計標準(※2)に示すバリアフリー整備に係る費用が補助対象となります。

※2 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月国土交通省)を指す。

不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する民間建築物

特別特定建築物 のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して2/3補助)

◎特別支援学校・小中学校（公立を除く）	・各種私立学校、専修学校
◎病院又は診療所	・共同住宅、寄宿舎又は下宿
◎劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
◎博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂	・自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
◎百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	・福祉ホーム等、保育園
◎ホテル、旅館、公衆浴場	・一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設
◎主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム等	・公衆便所
◎老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	・体育館又は水泳場等（左記を除き、かつ、企業の福利厚生のものを除く）
◎体育館又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）等	・複合用途建築物
◎飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング店等	

表B		補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
メニュー		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	130万円	330万円又は550万円(※3)	【表A-1】と同様の内容
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	【表A-2】と同様の内容
3	玄関の整備	—	330万円又は550万円(※3)	【表A-3】と同様の内容
4 ～ 16	4から16までに掲げる整備	—	4～16までの合計 555万円	4 和式便器の洋式化 50万円/箇所 5 小便器の低リップ化 30万円/箇所 6 手洗い器の自動水栓化 20万円/箇所 7 車いす使用者用便房用のブース設置 80万円/箇所 8 トイレの自動扉又は引戸化等 180万円/箇所 9 トイレの手すりの設置 5.5万円/箇所 10 ベビーチェアの設置 10万円/箇所 11 ベビーベッドの設置 20万円/箇所 12 敷地、建物へ手すりの設置 1.5万円/m 13 廊下幅拡張改修 10万円/m 14 利用居室内の出入口改修 180万円/箇所 15 点字ブロックの設置 2.5万円/m ² 16 利用居室内の段差解消用スロープの整備 20万円/箇所
17	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	—	550万円	客室のバリアフリー改修費用、玄関から当該客室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該客室までの経路をバリアフリー化する必要があります。道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
18	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円(3箇所以内)		【表A-4】と同様の内容
19	オストメイト用設備の設置	110万円		【表A-5】と同様の内容
20	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		【表A-6】と同様の内容
21	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		【表A-7】と同様の内容
22	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	【表A-8】と同様の内容

※3 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

とっとりUD施設認証 に必要な整備を行う場合（表Bの助成額に**上乗せ**）

とっとりUD施設認証制度について

■ 条例の整備基準に適合した特別特定建築物のうち、さらにUD整備（ハード）、運営・サービス（ソフト）の両面の取組内容に応じて、★、★★、★★★の3段階で格付して認証します。

■ 施設の規模や用途によって該当しない項目を除き、項目ごとの内容に適合する場合に評価点を付与します。
（例：客室の整備はホテル・旅館等の場合のみ評価）

■ 主なUD整備内容（評価項目）

施設整備（ハード）・・・全9項目

- ・利用 居室のある各階に車いす使用者用便房を整備
- ・車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を整備
- ・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を整備

運用・サービス（ソフト）・・・全3項目

- ・貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末を含む）を設置
- ・あいサポート企業への登録（定期的な従業員教育が必須）
- ・UDアドバイザーの助言を施設整備へ反映

■ 認証ランクに応じた認定証を付与

事業者は認証マーク等を利用者が分かりやすい位置に掲示し施設利用を促進

■ 補助の例：UD認証施設における車いす使用者用トイレ整備の場合（補助率2/3）

→ 130万円（通常の補助額）
+ 130万円（UD認証施設に上乗せする補助額）



とっとりUD施設
認証マーク

表C	メニュー	補助対象上限額 （表B補助額に加算する額）		バリアフリー法等の基準の適合内容 及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は 車いす使用者用簡易便房の整備	130万円	330万円又は 550万円(※4)	【新築等の場合】 不特定多数の者が利用する居室がある階に車いす使用者用便房(1階建ての建築物は、2以上の車いす使用者用便房)を設置する必要があります。 【改修等の場合】 上記及び【表A-1】と同様の内容
2	玄関の整備	—	330万円又は 550万円(※4)	【表A-3】の内容に加えて、道路から玄関までの経路に夜間照明を設置すること、勾配が15分の1以下のスロープを設置することが必要です。
3	ホテル・旅館の車いす使用者用 客室の整備	—	550万円	【表B-17】の内容に加えて、車いす使用者用客室を条例基準よりも多く設ける必要があります。
4	車いす使用者用駐車施設の整備	220万円		下記のいずれかの整備が対象です。 ・車いす使用者用駐車施設とは別にハートフル駐車場を設ける ・車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置する
5	高齢者又は乳幼児用設備の整備	110万円		下記のいずれかの整備が対象です。 ・キッズルーム又は授乳室を設置する ・利用者の休憩室を設置する ・車いす使用者用便房に大型ベッドを設置する
6	UDアドバイザーの助言に係る構 造及び設備に関する整備	50万円 【表B-22】の額に上乗せ		UDアドバイザーの助言を、施設の整備又は運営に取り入れるときに必要な経費(備品購入費等を除く)が補助対象です。

※4 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

3. 整備の事例

特別特定建築物の
トイレ改修

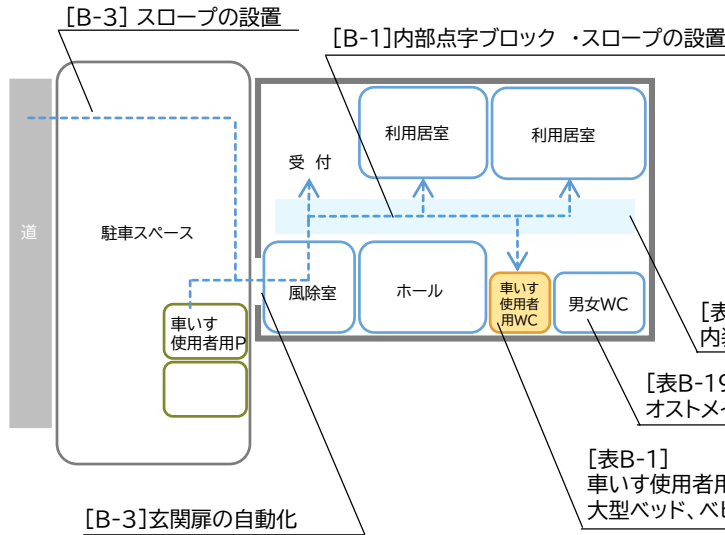
総工事費
補助額
事業者負担

810万円
約540万円
約270万円

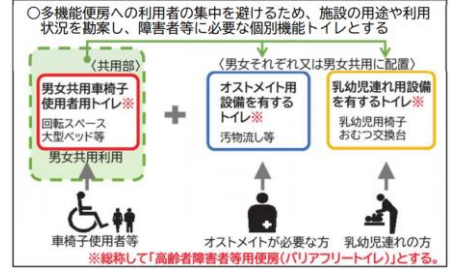
110㎡の飲食店（特別特定建築物）を改修し、車いす使用者用トイレ等を設置

対象	別表番号	整備内容	補助対象上限額 (円)	補助率	補助額(※)円
①	表B-1	車いす使用者用トイレの整備 (大型ベッド、ベビーチェアの設置、玄関から当該トイレ及び利用居室 までの経路のバリアフリー化)	330万円	2/3	220万
②	表B-3	玄関の整備 (玄関入口の自動ドア化、道等から玄関までの経路のバリアフリー化)	330万円		220万
③	表B-19	男女トイレにオストメイト用設備を設置	100万円		66.6万
④	表B-22	建築主の提案 (廊下の内装を弱視者に配慮した色合いに変更)	50万円		33.3万
合 計 ※実際の額と異なる場合がありますのでご了承ください。			810万円		539.9万

【図中凡例】 ----> 整備対象の経路



分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)



車いす使用者用トイレの利用集中を避けるため、オストメイト用
設備等を男女トイレへ配置する分散配置を推奨しています。

4. お問い合わせ先一覧

詳細な手続き及び、バリアフリー法に基づく認定特定建築物を
整備に関する補助内容については、以下の市町村窓口へお問合
せください。**工事着手前**に申請が必要です。

市町村名	担当課	電話番号	補助制度
鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	○
米子市	建築相談課	0859-23-5227	○
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	○
境港市	建築営繕課	0859-47-1062	○
岩美町	福祉課	0857-73-1333	○
若桜町	町民福祉課	0858-82-2233	○
智頭町	地域整備課	0858-75-4113	○
八頭町	福祉課	0858-72-3590	○
三朝町	健康福祉課	0858-43-3520	○
湯梨浜町	総合福祉課	0858-35-5373	○

市町村名	担当課	電話番号	補助制度
琴浦町	建設住宅課	0858-55-7805	○
北栄町	福祉課	0858-37-5852	○
日吉津村	建設産業課	0859-27-5953	○
大山町	福祉介護課	0859-54-5207	○
南部町	町民生活課	0859-66-3114	—
伯耆町	福祉課	0859-68-5534	○
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	○
日野町	建設水道課	0859-72-0350	—
江府町	総務課	0859-75-2211	—

このパンフレットに聞
くお問合せは
こちらまで

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7697 FAX:0857-26-8113
Email:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

住まいまちづくり課の
HPはこちらです

